

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
1	第 7 章 議会の責務	第 3 に「町民参加によって議会運営を行う」とあるが、その意味が理解できない。	地方分権一括法施行以来、地方自治体の自主性・自律性が拡大し、自治体の事務事業は大幅に増加すると共に、意思決定機関（議事機関）である議会の責任も増大します。既に行政では当然となった町民参加と情報共有が議会にも求められ、議会が住民の意思を的確に把握する仕組・制度として、町民参加を明記しました。
2	第 7 章 議会の責務	第 4 に「議会事務局の調査・法務機能の充実」とあるが、予算措置のルールを含め、町との確約を明記すべき。	地方自治体の最高規範として位置付ける本条例の性質から、予算措置や議会と行政の確約的な事項の規定はなじまないものと判断します。
3	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 2 に「政策提案」と「提案者の意見を聴く機会を設ける」とあるが、この部分は思い、意見ではないか。提案者の説明責務を明記すべき。	請願及び陳情を、町民参加の一つの手法として政策提案と位置付け、議会が審議の際意見を聴くことを規定したものです。
4	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 3 に「政策会議」とあるが、具体的にどのような会議を想定しているのか。	個々の議員の活動報告ではなく、機関として議会の活動報告を組織的に行う議会報告会に対して、例えば議題を設定して、町民の多様な意見・考え方を聴取したり、あるいは意見交換を行うことにより、政策提案の推進を図ろうとするものです。
5	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 4 に「町民の評価が的確になされるよう」とあるが、この部分は削除すべき。	「削除すべき」理由が不明ですが、意見として受け止め、町民会議に諮ることとします。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台 (案) に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
6	第 7 章 自由討議による合意形成	第 1 に「町長等に対する本会議等への出席を必要最小限に」とあるが、議案の提出者が町長であれば全てに出席し、「議員相互間の討議」の内容を掌握すべきではないか。	ここでは、議員による自由討議について規定しているものです。議会が合議制代表機関としての特性を活かし、議員間の自由な討議を重んじることにより、独任制代表である首長とは異なった質的活動を展開させることにより、これまで以上の活性化を期待するとの観点から、町長等の出席を必要最小限とするよう規定しています。 ※なお、「町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限に」が正しいものです。たたき台で「要請」が抜けておりました。申し訳ありません。
7	第 7 章 自由討議による合意形成	第 2 に「合意形成を図る」とあるが、議員個々の判断を優先すべきで、議会は最終的に表決を行う場であることから「合意形成を図る」ことはおかしい。	合議体である議会では、議員間の議論を尽くすことにより、地域の課題や民意の確認がなされ結論を導き出すところと解されています。議決行為よりも決定に至る過程（プロセス）が持つ実質的意義が重視されており、多様な意見を調整しながら議事機関としての合意形成（機関決定）に至ることで、より多くの町民が納得できる政策を形成することができることを意図しており、全員一致を合意形成としているものではありません。
8	第 4 章 住民投票	二元代表制の中で、実際に住民投票が実施された場合、真の住民の意見がおもてに表れるでしょうか。議員は、多くの町民と日頃から接し、その中から意見を咀嚼して、実現に向けて努力をしています。 住民投票の不要論は無かったのか、また、議論の一部を御紹介いただきたい。	条例の制定・改廃の請求は、地方自治法に規定する直接請求制度がある中で、町民会議において新たな住民投票制度を設けることについては賛否両論あったところです。住民投票制度の最大の意義は、町政に係る重要事項に関する意思決定過程に、投票を通じて住民が直接的に参加することができるという点です。しかし、住民投票制度はあくまでも間接民主主義を補完する制度であり、諮問型であるため、結果に法的拘束力はなく、議会や首長の持つ権限を侵すものではありません。こうしたことから、町民参加の最終手段として設けることで大多数の一致を見たところです。

（仮称）美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
9	第7章 議会の責務	第4に「議会事務局の調査・法務機能の充実を図らなければならない」とあるが、具体的な議論があれば御紹介いただきたい。	議会及び議員の政策立案機能が、地方分権改革による分権型社会への抜本的な転換を図る上で重要視されることから、この充実を図らなければならないとの考えです。意見では、「政策提言及び立法活動に努めて欲しい」、「今こそ行政と議会が切磋琢磨して自律自治体の構築に努めて欲しい」等が出されました。
10	第7章 議員の責務	議員としてのあるべき姿、また、理想的な議員を探究しているようにも見える。この条文に至った意見の一部を御紹介いただきたい。	本条例では、町民、議員、町長、職員の基本姿勢を規定することとしており、ここでは、議員の責務について、各委員から出された意見を総体的に規定したものです。
11	第7章 町民との情報共有と町民参加	第5は、議員の資質向上にもなることで、早速実施すべき当然のことと考えるが、第3の実施は難しいのではと思う。これに類した意見等があれば、御紹介いただきたい。	委員からは、議員が町民と直接対話する機会を設けることを望む意見が多く出されました。また、各自治体の議会基本条例においても、第5の議会報告会以外に、第3で規定する会議等の場を設けて、幅広く町民との意見交換の機会を確保するようにしているところです。
12	第2章 情報の共有	町民、議会及び行政が情報を共有するとなっているのは何故か。 『行政は、町民及び議会に町政に関する情報を伝え、情報を共有する。』との表現に改めてはどうか。	行政のみからの情報発信ではなく、町民、議会及び行政が互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有することが町民主体の自治の根源であると解します。
13	第2章 情報の提供	議会が提供する情報とは何か。この規定は『削除』すべき。	前述の情報を共有するためには、情報提供は欠かせません。議会からの情報提供として考えられることは、本会議や委員会等で審議した内容、本条例で規定している議会報告会・政策会議での協議内容等が考えられます。
14	第2章 説明責任	議会の説明とは何を指しているのか。 『行政は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して、町民に積極的にわかりやすく説明します。』との表現に改めてはどうか。	例えば、議決に至った過程について、町民への説明責任があります。本条例で規定している議会報告会もその一つです。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台 (案) に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
15	第3章 審議会等の 運営	1の(2)の次に『委員の選任にあたっては、広く町民の意見が反映されるよう、同一人が複数の審議会等の委員を兼ねることのないよう配慮するものとします。』を(3)として追加すべき。	意見として町民会議に諮ることとします。
16	第4章 住民投票	住民投票の成立要件の定めがないが、成立要件についても条文中で定めるべきではないか。 『住民投票が成立しない場合であっても、住民投票の開票を行わなければならない。』や『投票資格者の総数の2分の1を満たさないときは成立しないものとする。ただし、当該住民投票の開票については行うものとする。』などの項目を盛り込むべきと考える。	町民会議でも議論となったところです。町民会議としては、成立要件を設けない方が良いと考えました。 その理由としては、 ・成立要件を設けた場合、住民投票が成立しなかった場合に大量の死票が出る可能性がある。 ・住民投票を成立させないよう、投票のボイコットがされる可能性がある。 ・住民投票の結果は尊重するものであり、首長や議会の判断を拘束するものではない。投票率も投票結果の一部であり、投票結果の尊重とは、賛成、反対の得票数やその差、投票率などを総合的に判断して今後の対応を決めていくことである。 などが挙げられたところです。
17	第7章 議会の責務	第3に「町民参加によって議会運営を行う。」とあるが、具体的にはどのようなことか。	・現行制度上の参考人・公聴会制度の活用 ・請願・陳情については政策提案と位置付け、審議において提案者の意見を聴くこと ・本条例で規定している議会報告会や政策会議等が挙げられます。
18	第7章 議会の責務	第4に「議会事務局の調査・法務機能の充実を図る」とあるが、具体的には何を指すのか。	政策立案機能を高めるため、図書室の充実、シンクタンクの活用等 が考えられます。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
19	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 1 の「参考人制度及び公聴会制度……」の部分を『必要と判断した場合は、説明のため、町民や町長等に対して質問及び意見を述べさせることができる。』に改めてはどうか。	地方議会活性化研究会でも、本制度の活用促進が提言されており、先ずは本制度の活用を優先させるべきと考えます。
20	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 2 に「提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。」とあるが、現状においても提案者は議長に対して説明の機会がある。よって、この条項は削除すべき。	請願については議会に受理・処分義務があるのに対し、陳情には請願のような受理・処分義務がないため、審議において議会に意見を述べる権利を明文化することで町民に周知することが重要との考えです。
21	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 3 に「政策会議を年 1 回以上開催」とあるが、その内容と進め方をどのように考えているのか。 『議会は、町政に関する政策を議論するために必要と判断したときは、政策会議を開催することができる。』と改めてはどうか。	内容については、N o. 4 で回答。議会が主催することとなるため、進め方は議会で検討願います。 本条例では、「できる」「努める」規定をしないことを基本としているのでご理解願います。
22	第 7 章 町民との情報共有と町民参加	第 5 に「議会報告会を年 1 回以上開催」とあるが、年 1 回以上と定めた根拠は。 『議会は、必要と判断したときは、町民に対して説明責任を果たすため、議会報告会を開催する。』としてはどうか。	情報共有は本条例の根幹を成すものであり、議会報告会についても、議会との情報共有を図る上で重要な規定であること、また、議会報告会は、「第 2 章 情報共有」で規定する「説明責任」を果たすものであること、以上から、最低でも年 1 回は議会としての機関活動の報告会として開催することとしているものです。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
23	第 7 章 自由討議による合意形成	合意形成とは何を意味するのか。明示すべき項目とは思えないので削除すべき。	N o . 7 で回答。
24	第 8 章 行政の責務	行政の責務として次の項目を追加すべき。 ・第 4『行政は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、町民及び議会への説明責任を果たさなければならない。』 ・第 5『行政は、町民との意見交換の場として、政策会議を年 1 回以上開催し、町民が町政に参加できるようにしなければならない。』 ・第 6『行政は、議会事務局の調査・法務機能の充実を図らなければならない。』	→・第 2 章 情報共有の「説明責任」において、議会及び行政の町民への説明責任について規定しています。 →・意見として町民会議に諮ることとします。 →・議会と行政はそれぞれ独立した組織体です。議会事務局の調査・法務機能の充実を図るのは議会自身の役割であり、行政の役割ではありません。
25	第 7 章 議会の責務	議会とは、二代表制の一端として執行機関の運営を監視・牽制し、合議制によって町的意思決定にあたる場であり、独立性と独自性が必要と思われる。第 4 に「議会事務局の調査・法務機能の充実」が明示されているが、町からの出向職員のみで機能を発揮していけるのか疑問を感じることから、事務局体制の整備についても触れるべきと考える。	議会事務局の体制整備が、即ち議会事務局の調査・法務機能の充実には他ならないと考えます。なお、体制整備の具体的な手法を本条例で規定するのは適当ではないと考えます。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
26	第4章 住民投票	たたき台（案）では、常設型を見据えた住民投票を規定しているが、現行制度においても個別設置型による住民投票は実施可能。条例に明示すべきか疑問を感じており、町民会議における議論の経過を詳しくお示し願いたい。	住民投票に関する規定を設けることは多くの委員の意見でした。しかし、個別設置型とするか常設型とするかは相当議論がありました。 何れのタイプもメリット、デメリットがある中で、濫発を防ぐ一方、有名無実な規定としない一定の要件下で、町民参加の究極の手段として常設型が適当との結論に至りました。
27	前文	後段に「情報の共有」とあるが、どのような情報を誰にどのように共有するのか。無関心で情報を求めない町民に対し、どのように対応するのか。	自治基本条例は、町民主体、情報共有、町民参加、町民、議会及び行政の協働により町の自治を推進して行こうとするものです。 情報共有については、第2章で規定しているとおりです。
28	前文	後段に「町民参加」とあるが、自治のどの部分に町民は参加するのか。住民は選挙によって自治に参加する権利を有すると認識するが、間違いか。	町民参加は前述のとおり、本条例の根幹を成すものであり、具体には第3章及び第5章で規定しているとおりです。 今までの間接民主主義中心のシステムに対して、地方分権改革では住民本位の分権型社会への抜本的な転換を図ることとしており、いかに直接的に住民の意向を反映していくかが課題となっています。そのため、情報共有と住民参加を促進し、住民本位の地域づくりを行うため、全国的に自治基本条例が制定されてきています。
29	前文	「解説・考え方」の13行目、住民ではなく「町民の合意形成」の組織、運営、手法、手順はどのようなものか。	「住民」ではなく「町民」とした理由は、第1章の2.用語の定義の【解説・考え方】に記載のとおりです。 自治の主体は町民であり、その運営は当然町民合意によるのが原則で、手法等については第2章以下で規定しているとおりです。
30	前文	「解説・考え方」の15行目、「地域のこと」とあるが、町の自治体を指すのか。	地方自治体のことです。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台 (案) に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
31	前文	「解説・考え方」の15行目、「自己決定・自己責任」とあるが、自治法で地方自治は二元代表制をとり、町長、議会の役割分担が明確になっていると認識するが誤りか。	地方自治体に自己決定、自己責任による運営が求められるということです。
32	前文	「解説・考え方」の19行目、「自治の最高規範」とあるが、この意味するところを分かりやすく説明してください。地域住民として生活している町民（法令の専門家ではない。）にも分かるように説明してください。何に対しての最高規範なのか。現存する各法令、条例との対比はいかがか。	第12章 最高規範に規定しているとおりです。
33	第1章 1 目的	「議会及び行政責任を明らかにする」とあるが、行政の責任者は町長である。したがって、行政責任は町長に変えるべきである。 地方自治体は、法人であるから、執行権、提案権を有する町長が先に記載されるべきで、町長及び議会の責任を明確にすべきである。	ここでは、三者（町民、議会、行政）の権利、役割、責務（責任ではない）を明確にした上で、基本的事項や制度を定め、町民主体の自治実現を目的としたものです。また、主権者はあくまで町民であることから、町民、議会及び行政としているものです。なお、地方自治法の規定により議会には立法権限、自治体としての意思決定権限、行政監視権限があり、更には地方分権一括法の施行により自治法の改正が行われ、従前の議員の議案提案権のほか、常任委員会にも議案提案権が付与されたところです。
34	第1章 2 用語の定義	「町民」の権利、義務の発生を明確にする必要がある。自治法上の住民でなければ住民の権利は主張できない。（住民監査請求などは住民票等による確認が必要である。）	町民の権利、役割については、第5章 町民 に規定のとおりです。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台 (案) に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
35	第 4 章 住民投票	「町民＝住民」でなければ、すべての町民に投票権を付与するものではない。これは、自治法の定めるところで、改めて自治基本条例に制定するのは馴染まない。	本条例で規定している住民投票は、地方自治法に規定する直接請求とは異なるものです。
36	第 7 章 議会の責務	第 3 に「議会は、……町民参加によって議会運営を行います」とあるが、議会運営は、町民の信託を受けた議員により運営されるものです。したがって、町民参加の議会運営はあり得ない。	N o . 1 及び N o . 1 7 で回答のとおりです。
37	第 7 章 議会の責務	第 4 に「議会は、……政策立案機能を高め……議会事務局の……法務機能」とあるのは、議会は議決権能が求められるものであり、町長の政策立案を検証する能力が求められる。	N o . 3 3 の後段で回答のとおりです。
38	第 7 章 議会の責務	第 4 に「議会事務局」とあるのは職員のことと思うが、機能の充実を図るのは人事権を有する議会議長にある。この配置こそ、議会の意思を尊重しながら、配置を求める議長の能力である。	N o . 1 8 で回答のとおりです。

(仮称) 美幌町自治基本条例たたき台（案）に関する質問等整理票

	議会側からの質問又は意見		町民会議（事務局）による回答（又は説明）
	項 目	要 旨	
39	第7章 町民との情報共有と町民参加	第2に「請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ」とあるが、議会に対する政策の提案権は町長にある。議会に対する請願、陳情は、町民に信託を受けた議員による議会運営委員会において町長からの提案と同様に取扱いを協議する。 よって、請願、陳情は、政策提案としての扱いとはしない。公聴会、参考人の招致も同様の扱いとなる。	政策提案権については、No. 33後段で、請願・陳情については、No. 20で回答のとおりですが、意見として町民会議に諮ることとします。